

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令第四十条第二項第五号等の規定に基づく内閣総理大臣が定める事項の一部を改正する告示」について

令和 7 年 10 月 20 日
デジタル庁 デジタル社会共通機能グループ

1. 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令（令和7年デジタル庁・総務省令第15号）の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

2. 意見公募手続の実施について

本件は、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号に該当するため、意見公募手続は実施していません。

3. その他

本件は、本日公布され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令の施行の日（令和7年11月1日）から施行されることとなります。